

地方独立行政法人評価委員会の所掌事務

1. 法人の業務実績に関する評価

	業務内容	次期	根拠法令
①	各事業年度における業務の実績についての評価	毎年	地方独立行政 法人法第28条
②	各事業年度における業務実績の評価結果の 法人及び市長に対する通知	毎年	第28条
③	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた 法人に対する業務運営の改善勧告（必要がある時）	毎年	第28条
④	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告 の公表	毎年	第28条
⑤	中期目標期間における業務の実績についての評価	中期目標期間 終了後	第30条
⑥	中期目標期間における業務実績の評価結果の 法人及び市長に対する通知	中期目標期間 終了後	第30条において 準用する第28条
⑦	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた 法人に対する業務運営の改善勧告	中期目標期間 終了後	第30条において 準用する第28条
⑧	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告 の公表	中期目標期間 終了後	第30条において 準用する第28条

2. 市長からの意見聴取に対する意見

	業務内容	次期	根拠法令
①	業務方法書に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第22条第3項
②	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第25条第3項
③	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第26条第3項
④	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の 意見	中期目標期間 終了後	第31条第2項
⑤	市長による財務諸表の承認の際の意見	毎年	第34条第3項
⑥	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当 するに当たって市長が承認する際の意見	必要時	第40条第5項
⑦	限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可す る際の意見	必要時	第41条第4項
⑧	短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	必要時	第41条第4項
⑨	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の 意見	必要時	第44条第2項
⑩	法人の役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意 見の申出	設立時及び 必要時	第56条第1項において 準用する第49条第2項

